

第36回技能検定職種の統廃合等に関する検討会 議事次第

令和8年3月10日(火)
16:00～18:00
＜オンライン開催＞

1 開会

2 議題

令和7年度技能検定職種の統廃合等に関する検討会報告書（案）
について

3 閉会

(配付資料)

令和7年度技能検定職種の統廃合等に関する検討会報告書（案）

(案)

令和7年度

技能検定職種の統廃合等に関する検討会

報告書

令和8年〇月

技能検定職種の統廃合等に関する検討会委員名簿

金子 勝一 山梨学院大学 経営学部 教授

川瀬 治 株式会社日刊工業新聞社 編集委員

◎ 黒澤 昌子 政策研究大学院大学 副学長

古賀 俊彦 職業能力開発総合大学校 能力開発院基盤ものづくり系
(機械加工ユニット) 教授

高山 昌茂 協和監査法人 代表社員公認会計士

武雄 靖 ものづくり大学 技能工芸学部 教授

塚崎 英世 職業能力開発総合大学校 能力開発院基盤ものづくり系
(建築施工・構造評価(木造)ユニット) 教授

筒井 美紀 法政大学 キャリアデザイン学部 教授

五十音順・敬称略

◎：座長

(目次)

1	はじめに	1
2	技能検定職種統廃合等に際しての第1次判断(定量的基準)	1
	(1) 第1次判断基準	1
	(2) 第1次判断基準に基づく評価	1
3	技能検定職種統廃合等に際しての第2次判断(社会的便益)	2
	(1) 第2次判断基準	2
	(2) 職種の概要	3
	① 畳製作職種	3
	② 義肢・装具製作職種	3
	(3) 技能検定の社会的便益に係る関係業界団体からのヒアリング	4
	(4) 技能検定の社会的便益に係る一般国民への意見募集	7
4	検討対象職種の都道府県方式による存続の可否	8
	(1) 畳製作職種	8
	(2) 義肢・装具製作職種	8

資料1 これまでの都道府県方式の技能検定の統廃合実績

資料2 平成22年度以降に本検討会で検討した職種に対する提言と受検申請者数の推移等

参考資料1 技能検定職種の統廃合等に関する検討会開催要綱

参考資料2 技能検定の職種等の統廃合等について

1 はじめに

技能検定職種の統廃合等に関しては、「規制改革推進のための第2次答申」（平成 19 年 12 月 25 日規制改革会議）を受けて平成 21 年1月に取りまとめられた「技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員会報告書」（平成 21 年1月）において、①検討体制、②作業計画、③統廃合等の判断基準（検討対象職種の選定、社会的便益の評価）、④検討過程の客観性・透明性の確保に係る考え方が示されたところである。

厚生労働省においては、これらの方針に基づき、技能検定制度等に精通した有識者を構成員とする「技能検定職種の統廃合等に関する検討会」（本検討会）を開催し、平成 21 年度には社会的便益の評価の具体的な方策について議論するとともに、以降、これらの基準に基づき技能検定職種の統廃合に係る方向性について提言してきた（これまでの提言については資料1及び2参照）。

令和7年度においては、令和6年度までの受検申請者数を基に検討を行った。

2 技能検定職種統廃合等に際しての第1次判断（定量的基準）

（1）第1次判断基準

技能検定職種の統廃合に関する第1次判断基準としては、定量的基準によることとされており、過去6年間の年間平均受検者数が 100 人以下の場合に検討対象としている。

ただし、直近2年間の受検者数がいずれも 100 人を超えている場合、隔年又は3年毎の実施で、各実施年における受検者数が約 100 人に達する場合（隔年実施の場合は 50 人以上、3年毎実施の場合は 30 人以上）は、検討対象から除外している。

（2）第1次判断基準に基づく評価

上記基準により評価した結果、表1のとおり、令和6年度以前6年間（新型コロナウイルス感染拡大防止のため試験が中止される等の影響のあった令和2年度を除く。）の職種別の年間平均受検申請者数が 100 人以下の職種は、都道府県知事が実施する全 111 職種中 13 職種となった。このうち、近年の検討会で再検討対象とされている職種を除き、第1次判断基準に基づいて評価すると、畳製作職種及び義肢・装具製作の2職種が第2次判断で検討すべき対象職種となった（表1参照）。

表1 6年平均が100人以下の職種

職種	受検申請者数									基準	備考
	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	6年平均		
金属溶解	52	41		52	70	1	12	41	30	30	3年毎実施
粉末冶金	119	92	89	18	44	28	38	28	53	50	隔年実施
金型製作	84	113	85	41	73	10	100	10	53	50	隔年実施
ローブ加工	96	122	107	77	91	81	83	112	99	100	毎年実施 ※R8年度再評価予定
縫製機械整備		164		95		104		129	66	50	隔年実施
機械木工			81			140			37	30	3年毎実施
枠組壁建築	80	85	53	定期試験中止	68		44		28	50	隔年実施 ※R8年度再評価予定
エーエルシーパ ネル施工	102			106			165		45	30	3年毎実施
畳製作	(150)	117	113	6	111	82	56	39	86	100	毎年実施
ウェルポイント 施工	16	74	31	定期試験中止 29	82	35	18	97	56	30	3年毎実施
印章彫刻		70	50		141			102	41	30	3年毎実施
塗料調色	93	87	76	定期試験中止	78	79	85	97	84	100	毎年実施 ※R8年度再評価予定
義肢・装具製作	56	77	59	42	60	47	56		45	50	隔年実施

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、前期試験を中止したため平均値の計算からは除外している。

3 技能検定職種統廃合等に際しての第2次判断(社会的便益)

(1) 第2次判断基準

技能検定職種の統廃合に関する第2次判断基準としては、業界、受検者、雇用主、消費者のそれぞれにとっての社会的便益を勘案し、職種存続の適否を判断することとされている。

現在、

- ・畳製作職種については、毎年実施
- ・義肢・装具製作職種については、義肢製作作業が3年毎実施、装具製作作業が隔年実施

となっているが、いずれも第1次判断基準を下回ったことから以下の点について評価を行った。

- ・畳製作職種は隔年実施へ変更するかどうか
- ・義肢・装具製作職種は3年毎実施へ変更するかどうか
- ・もしくは社会的便益に照らして、現状どおりとするか

検討結果は、以下のとおりである

(2) 職種の概要

① 畳製作職種

畳の製作、敷き込み及び修理に必要な技能・知識を対象としている。

ア 職種の変遷

昭和 39 年度に「畳工」職種として新設され、昭和 44 年に「畳製作」に名称変更した。

イ 受検申請者数の推移等

職種創設当初は 1,000 人を超える受検申請者数であったが、その後、徐々に減少し、平成 30 年以降は 100 人台で推移した。令和 2 年度以降さらに減少傾向となり、令和 6 年度は 39 人、令和 2 年度を除く 6 年間の平均が 100 人を下回る 86 人となった。

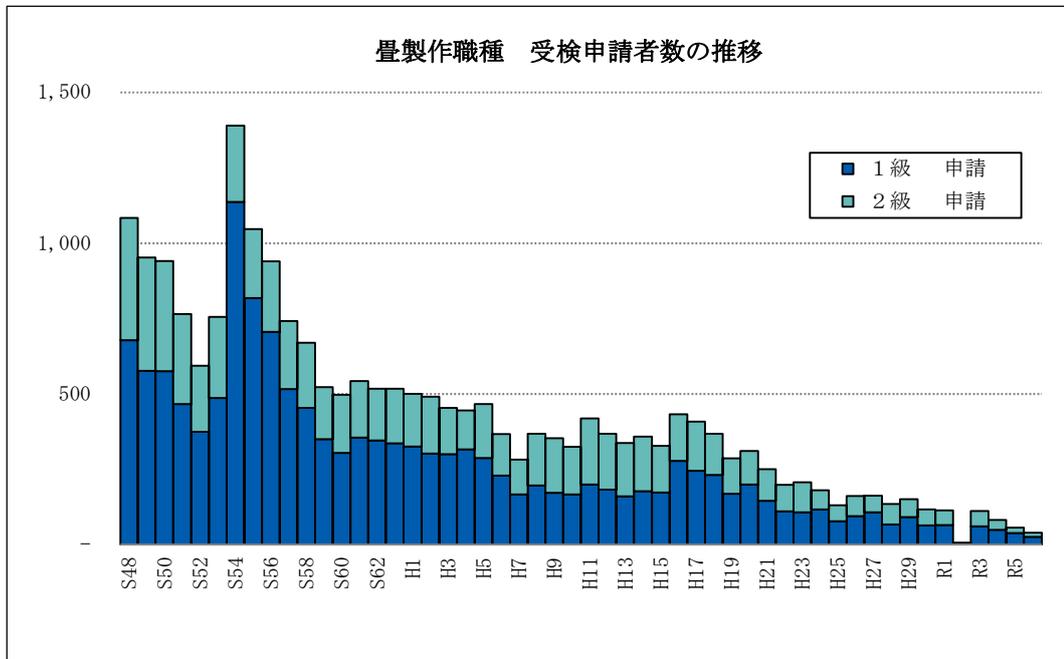


図1 畳製作職種受検申請者数の推移

② 義肢・装具製作職種

義肢とは、身体の一部を失った方の機能を補うために使われる義手や義足などを指し、装具とは、身体機能が低下した方などが、治療・リハビリ・日常生活の補助のために使うものや、予防・矯正等に使用されるもので、様々な種類がある。

義肢・装具製作職種は、これらの義肢・装具の製作や修理をする仕事を対象としている。

ア 職種の変遷

昭和 50 年度に職種が新設された(名称変更、統合等はない。)

イ 受検申請者数の推移等

職種創設当初は 700 人を超える受検申請者数であったが、その後、徐々に減少

し、平成 30 年以降は 100 人を下回っている。令和 2 年度以降、さらに減少傾向となり、直近で実施した令和 5 年度は 56 人、令和 2 年度を除く 6 年間の平均が 50 人を下回る 45 人となった。

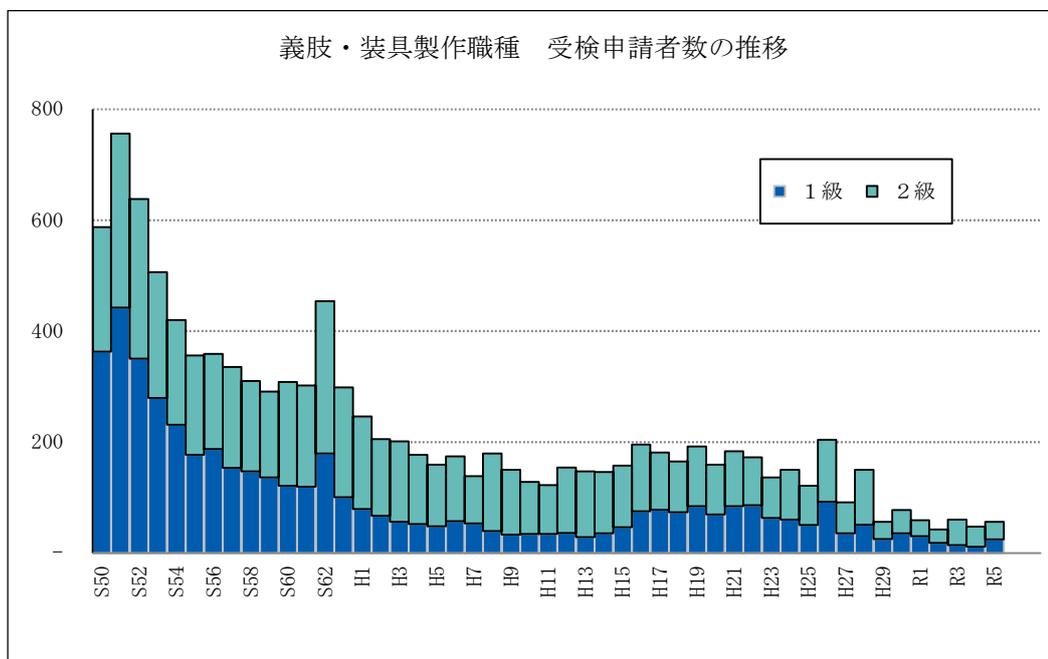


図2 義肢・装具製作職種受検申請者数の推移

(3) 技能検定の社会的便益に係る関係業界団体からのヒアリング

本検討会において、技能検定の社会的便益に関して、

- ・技能検定の活用の現状
- ・国家検定制度としての技能検定が廃止された場合に想定される具体的な弊害
- ・受検者数が増加しない要因
- ・受検者数の今後の増加見込み

等に重点を置いて、両職種の関係業界団体に対し、ヒアリングを実施した。

ヒアリングにおいて示された関係業界団体の御意見・今後の意向等は表2のとおりである。

表2 職種統廃合等に係る関係業界団体の御意見・今後の意向等

	関係業界団体の御意見
技能検定の活用の現状	<ul style="list-style-type: none"> ・技能が畳店や工務店などの現場業務に直結し、就職等の強みとして活用されている。(畳製作) ・技能士資格があることで営業先などへの信頼性が高まり、技能士手当や昇給の対象として評価される場合がある。(畳製作、義肢・装具製作) ・「技能士」が在籍していることにより、一貫した責任施工ができる強みをアピールでき、顧客からの信頼向上につながる。(畳製作、義肢・装具製作) ・技能検定試験の指導員・試験官として、また地方自治体や職業訓練校での講師・実技指導員として活躍している。(畳製作) ・技能士は技能の継承に貢献できる人材である。(畳製作、義肢・装具製作) ・一部の公共工事・官公庁の登録や入札では技能士資格が加点要素となっているほか、現場常駐制度の適用がある。(畳製作)
国家検定制度としての技能検定が廃止された場合に想定される具体的な弊害	<ul style="list-style-type: none"> ・職人の技能水準の判断が困難となり、粗悪な施工によるトラブルの増加が懸念される。(畳製作) ・技能水準の低下により日本の伝統文化の「畳」の品質・存続への悪影響が懸念される。(畳製作) ・技能の体系的な教育・評価・記録の仕組みが喪失し、技術の継承や標準化が困難になる。(畳製作、義肢・装具製作) ・若手育成意欲の低下につながり、後継者不足が加速する。(畳製作、義肢・装具製作) ・職業訓練校などでの教育方針があいまいになり、技能グランプリなど関連制度にも波及し、業界全体の活力が低下する。(畳製作) ・技術力より価格重視の傾向が強まり、業界全体の品質が低下し、最終的には消費者が不利益を被るおそれがある。(畳製作) ・「義肢装具士」資格だけでは評価しきれない技能を補完する役割が失われる。(義肢・装具製作)
受検者数が増加しない要因	<ul style="list-style-type: none"> ・和室建築や畳需要が大幅に縮小し、畳業界全体の取扱量は、平成初期の約 10 分の1にまで減少したため、後継者不足と廃業が進んでいる。また、新規参入も少ない。(畳製作) ・畳材料の軽量化や製造機械の進展により、技能士資格を持たない者でも畳製作が可能となり、資格取得の必要性が低下している。(畳製作)

	関係業界団体の御意見
	<ul style="list-style-type: none"> ・非会員事業者への情報提供が十分に行われておらず、制度の周知に結びついていない。(義肢・装具製作) ・実技試験の開催地域が偏在しているため、受検機会の地域格差が大きい。(暈製作、義肢・装具製作) ・義肢装具士制度が昭和 63 年に創設されたことにより、「技能士を取得する意義」が相対的に薄れた。(義肢・装具製作)
受検者数の今後の増加見込み	<ul style="list-style-type: none"> ・現時点では大幅な受検者増は見込めないが、全国(京都・鹿児島・東京・埼玉など)の暈訓練校には一定数の生徒が在籍し、技能士資格取得を目指して訓練に取り組んでいる。(暈製作) ・既存の暈店等においても、技能士未取得者が多く、従業員に対して資格取得を推奨する店も増えている。(暈製作) ・過去の累計合格者は、義肢製作作業の1級技能士は約 800 名、装具製作作業の1級技能士は約 800 名となっており、業界団体に所属しない事業場の従業員も含めると、技能士資格保有者はごく少数であるため、潜在的な受検対象者は多数存在する。(義肢・装具製作)
試験の廃止・統合・存続	都道府県方式による「存続」を希望する。(暈製作、義肢・装具製作)

(4) 技能検定の社会的便益に係る一般国民への意見募集(パブリックコメント)

技能検定の必要性の判断に際しては、それを活用する側である企業や業界のほかに、受検者の立場からの意見も考慮する必要がある。

このため、令和8年1月21日(水)～2月19日(木)までの間、一般国民に対し、技能検定職種の新廃合等に係るパブリックコメントを実施し、合計35件の御意見が寄せられた(表3)。

表3 パブリックコメントに寄せられた御意見の要旨

	御意見の要旨
現行制度のまま存続 (26件)	<ul style="list-style-type: none"> ・統廃合の検討対象として、畳製作や義肢・装具製作が挙げられているが、どちらも、技術者は少ないが必要不可欠な職業ではあり、試験の採算が取れないからと、公共の利益に反する技能検定試験の廃止には反対する。 ・義肢・装具製作は医療・福祉に不可欠な高度な専門性を必要とする技能であり、利用者の安全・生活の質に直結するため、技能検定による客観的な技能評価が必要である。 ・義肢装具士の国家試験では製作技能を十分に評価できず、現場で必要な実務技術の確認には技能検定が唯一の制度であるため、廃止すべきではない。 ・義肢装具士の養成校の減少、受検者の減少、低賃金による離職といったことを原因として業界の人材基盤が弱まっており、技能検定は技術者確保・技術継承・モチベーション向上に重要な役割を果たしている。 ・義肢装具士と製作技術者の分業が進む中、製作技術を担う技能士の存在は業務負担軽減や品質維持に不可欠であり、技能検定は両者の協働体制を支える仕組みとなっている。
制度を見直した上で存続 (5件)	<ul style="list-style-type: none"> ・義肢・装具製作や畳製作は、専門性の高い技能を必要とする分野であり、単なる統合ではなく、受検者にメリットが生まれる形で制度を再設計することが重要であり、科目統合など、技能向上と受検負担軽減の両立が求められる。 ・現在の技能検定は義肢・装具製作の高度な技能を評価する制度として不可欠だが、実務との乖離やデジタル化への未対応など課題があるため、現場で使われる技術を取り入れた形への改善が必要である。 ・義肢装具士の養成校や受検者数の減少、小規模事業所の多さ、人手不足など構造的な課題があることから、3級を新たに設けるなど、製作以外の業務に携わる人も含めて技能を評価できる仕組みの導入も有効ではないか。
統廃合容認 (2件)	<ul style="list-style-type: none"> ・受検者が減少している職種については、必要性や継続の妥当性を見直すべきである。
関係の無い御意見(2件)	

4 検討対象職種の都道府県方式による存続の可否

以上を踏まえ、検討対象職種に係る毎年実施継続の可否について審議を行った結果は、次のとおりである。

(1) 畳製作職種

畳製作職種については、6年間の平均受検申請者数が86人となり、第1次判断基準の100人を下回っている。一方、関係業界団体からは、以下の取り組みを進めるなど、受検者拡大に向けた意欲が示されているところである。

○ 技能検定対策及び畳製作技能の標準化を目的とする教本について、令和9年の発刊を目指し作成中であり、当該教本に基づく講習会のカリキュラム作成及び講師を育成するといった体制を整備した上で、会員のみならず、会員以外の事業者及び受検対象者に向け効果的に講習会を実施する。

○ (一財)ベターリビングが定める畳に関する優良住宅部品¹認定基準において、施工は「2級畳製作技能士以上の技能を有する者等が所属する畳店により施工が行われること」等が明記されたことから、品質管理責任者セミナー等の機会を活用し、全国で説明会を開催すること等により、全国の畳店等に対し技能検定受検勧奨を行う。

○ 若年者や女性等の新規参入者の確保の取組として、SNS等を活用した広報を強化するとともに、職業訓練校等との連携強化等を行う。

以上から、受検者拡大を図っていくことを条件に、都道府県方式による毎年実施の継続を認めることが適当である。ただし、令和8年度以降に実施される技能検定において年間受検申請者数が100人以下となった場合には、改めて隔年実施に実施頻度を落とすことについて本検討会に諮るものとする。

(2) 義肢・装具製作職種

義肢・装具製作職種については隔年で実施しており(令和7年度以降、義肢製作作業は3年ごとに実施)、6年間の平均受検申請者数が45人と第1次判断基準の50人を下回っている。一方、関係業界団体からは、以下の取り組みを進めるなど、受検者拡大に向けた意欲が示されているところである。

○ 技能検定実施地域の拡大に向け各地域の義肢装具士養成校との協力体制を強化し、養成校の卒業者及び各地域の製作技術者が確実に実技試験を受検できる環境を整備する。

○ 関係業界団体はもとより、団体に所属しない事業者に向けて技能検定制度を周知し、受検者の掘り起こしを図る。

○ 受検意欲向上のため、技能士資格取得者に対する給与等の処遇改善を事業

¹ 優良住宅部品(以下「BL部品」という。)とは、一般財団法人ベターリビングが、製品本体や付属品の性能のほか、製造体制、供給体制、保証期間、アフターサービス体制などを設計図書や製品の現物などにより審査し、認定したものをいい、認定を受けた住宅部品には、「BLマーク証紙」の貼付等、BL部品である旨が表示される。

者に呼びかけるとともに、好事例の横展開を図る。

- 最近の技術進化に対応できるよう、実技試験問題の見直しに取り組む
- 関係業界団体が設置する研修委員会が中心となり、座学と実技で構成される受検対策セミナーで使用する教材（教本および実技用の模範作成動画等）とカリキュラムを1級受検者向け、2級受検者向け別に作成する。受検対策セミナーは年2回のペースで開催する。

以上から、受検者拡大を図っていくことを条件に、都道府県方式による隔年実施（義肢製作作業は3年毎）の継続を認めることが適当である。ただし、令和9年度以降に実施される技能検定において年間受検申請者数が50人以下となった場合には、改めて実施頻度を落とすことについて本検討会に諮るものとする。

なお、技能検定の実技試験の課題の適否については、関係業界団体と中央職業能力開発協会が協力し、検討することが望ましい。

これまでの都道府県方式の技能検定の統廃合実績

年度	検討対象職種	6年平均 受検 申請者数	試験 実施頻度	検討会結論	対応
H21	コンクリート積みブロック施工職種	3	隔年	10職種すべてについて現在のままでは存続させず、(1) 職種廃止、 (2) 他職種との統合の上で都道府県知事が実施する方式で実施、 (3) 指定試験機関が実施する方式で実施、のいずれかを選択し、関係業界団体で検討を進め、行政との協議の上で決定する。さらに、職種を廃止する場合には、受検申請者数の見込みを十分に考慮した上で、可能な範囲で最終試験の実施にも配慮する。	H23廃止
	漆器製造職種	4	1回		H22廃止
	製材のご目立て職種	6	1回		H23廃止
	金属研磨仕上げ職種	7	3年毎		H23廃止
	竹工芸職種	8	3年毎		H23廃止
	ガラス製品製造職種	9	3年毎		H23廃止
	れんが積み職種	13	隔年		H23廃止
	ファイナセラムックス製品製造職種	17	3回		H22廃止
	建築図面製作職種	20	毎年		H23廃止
	木工機械整備職種	28	隔年		H24他職種と統合
H22	枠組壁建築職種	80	毎年	関係業界団体の積極的な受検勧奨など、今後の受検申請者の増加が期待されることから、平成18年度～23年度の平均受検申請者数が100人を超えない場合には隔年実施に移行することを条件に、都道府県方式による存続を認めることが適当。	
	ウエルポイント施工職種	28	隔年	次回試験を実施する平成24年度の受検申請者数が100人を超えた場合には引き続き隔年での試験実施を認め、超えない場合には3年ごと実施に移行することを条件に、都道府県方式による存続を認めることが適当。	
	E-ILシーパル Ⅰ施工職種	90	毎年	隔年実施での都道府県方式による存続を認めるとともに、指定試験機関方式への移行の可否について関係業界団体での検討及び行政との協議を進めることが適当。	
	機械木工職種	27	隔年	現在のままでは存続させず、①「職種廃止」又は②「都道府県方式により他職種との統合の上で実施」のいずれかについて、関係業界団体で検討を進め、行政と協議の上で決定することが適当。	H24他職種と統合

年度	検討対象職種	6年平均 受検 申請者数	試験 実施頻度	検討会結論	対応
H23	(対象無し)				
H24	印章彫刻職種	25	3年毎	平成22年度より3年毎の実施としており、平成24年度後期試験の受検申請者数の実施結果を待って検討する。	
	枠組壁建築職種	95	毎年	平成22年度、平成23年度の受検者が連続して増加していること、その他の事情を総合勘案し、平成24年度の結果を見て判断することが適当。	
H25	木型製作職種	26	3年毎	現在の都道府県方式のままでは存続させず、職種廃止とする。ただし、指定試験機関方式による実施の可能性について関係業界団体で検討すべき。また、職種廃止する場合には、最終試験の実施にも配慮すべき。	H29廃止
	機械木工職種	H25より統合実施		木工機械整備職種との統合後の受検申請者数を含めて評価する。	
H26	製版職種	97	毎年	平成27年度の検定試験は休止とし、平成28年度に実施する検定試験の受検申請者数などの状況を評価した上で、改めて検討を行う。	
	複写機組立て職種	93	毎年	現在の都道府県方式のままでは存続させず、職種廃止とする。また、職種廃止する場合には、最終試験の実施にも配慮すべき。	H28廃止
H27	酒造職種	94	毎年	関係業界団体が現場のニーズを踏まえ、時代の要請にあった酒造技能検定を実現し、業界内での酒造技能士の重要性を確固たるものにするための体制を整備するなどにより、受検者拡大を図っていくことを条件に、存続を認めることが適当。	
	枠組壁建築職種	92	毎年	引き続き関係業界団体が受検者拡大を図っていくことを前提に存続を認めることが適当。	
H28	縫製機械整備職種	42	隔年	関係業界団体が、時代の要請にあった縫製機械整備技能検定を実現し、業界内での縫製機械整備技能士の重要性を確固たるものにするための体制を整備するなどにより、受検者拡大を図っていくことを条件に、存続を認めることが適当。	

年度	検討対象職種	6年平均 受検 申請者数	試験 実施頻度	検討会結論	対応
H29	機械木工職種	26	3年毎	平成31年度技能検定試験（次回）における受検申請者数が、少なくとも年間平均30人以上となることを条件に、存続を認めることが適当。	
	陶磁器製造職種	29	3年毎	今後、年間平均30人以上の受検申請者数を安定的に確保できる見通しを立てることが難しい状況にあると考えられ、職種廃止すべきである。ただし、既に受検準備を行っている受検希望者に受検機会を設けるため平成30年度の試験は実施することが望ましい。この場合、平成30年度の試験における受検申請者数が少なくとも90人以上となった場合は、ただちに職種廃止とはせず、あらためて本検討会に諮るものとする。	
	製版職種	95	毎年	存続を認めることが適当。	H29°リフ°リスに 職種名称変更
	I-ILC-ハ° 礼施工職種	38	隔年	今後、平成29年度から起算して3年ごとの実施とすることを条件として、存続を認めることが適当。	
H30	(対象無し)				
R元	陶磁器製造職種	40	3年毎	平成30年度の陶磁器製造職種の受検申請者数は、79人であり、90人に満たず、関係業界団体に改めて確認したところ、廃止はやむを得ないという回答がなされている。このため、平成29年度の結論を変更する必要性が見い出せないことから、職種廃止が適当。ただし、職種廃止するに当たっては、既に受検準備を行っている受検希望者に受検機会を設けるために最終試験の実施に配慮。	R3廃止

年度	検討対象職種	6年平均 受検 申請者数	試験 実施頻度	検討会結論	対応
R元	ウェルポイント施工職種	45	隔年	当該職種技能士が持つスキルの内容と、それが発注者からの信頼度を高めるために有効であることを関係業界団体の会員以外も含めた業界関係者に広く理解してもらい技能検定受検の必要性をアピールすること、さらに今後、令和2年度から起算して3年ごと実施とすることを条件として、存続を認めることが適当。	
	印章彫刻職種	29	3年毎	印章彫刻職種は、潜在的な受検候補者数はあるものの、受検ニーズにつながっておらず、当該職種を廃止することが適当であるが、一方で、関係業界団体は、令和3年度の技能検定試験では100名以上の受検者確保に取り組んでいることを踏まえ、直ちに廃止とはせず、令和3年度の受検者数が100人以上であること、かつ、それまでの間の当該団体としての、受検者拡大に向けた具体的な取組結果を踏まえ、改めて本検討会に諮るものとするが適当。	
R2	機械木工	25	3年毎	機械木工職種については、平成29年度の検討会の提言及び令和元年度の受検申請者数等を踏まえ、職種廃止とすべきである。ただし、職種廃止に当たっては、既に受検準備を行っている受検希望者に受検機会を設けるために令和4年度に予定されている次回試験を実施すべきである。この場合、次回試験の受検申請者数が90人以上となった場合には、ただちに職種廃止とはせず、改めてその存廃について本検討会に諮るものとする。	
	枠組壁建築	95	毎年	枠組壁建築については、当該職種の技能者がその建設に従事するツーバイフォー住宅が住宅総戸数の12%台で推移し、木造戸数に限れば20%以上を安定して占めていることから、今後も一定のニーズを見込むことは可能と考えられる。しかしながら、受検申請者数は、第一次判断基準である100人を下回ると一旦増かすものの、数年後に再び100人を割り込むことを繰り返しており、令和元年度には3年連続で100人を下回り、53人となった。この結果、6年平均では95人となり、第一次判断基準の100人を下回っている。 このため、枠組壁建築職種については、業界が引き続き会員を始めとする関係者への受検勧奨や受検により得られる便益の向上、また、受検希望者への研修の実施等により受検者拡大を図ることを条件に、令和3年度から起算して隔年実施として存続を認めることが適当である。	

年度	検討対象職種	6年平均 受検 申請者数	試験 実施頻度	検討会結論	対応
R3	(対象なし)			R2年度はコロナ拡大防止のため中止されたため、R3年度の結果に基づき判断。	
R4	塗料調色 ※R6年度に再検討済	98	毎年	令和5年度以降に実施される塗料調色職種に係る技能検定において、年間受検申請者数が100名以上であることを条件に毎年実施とし、令和6年度に再検討。(ただし、令和2年度を除く過去6年間の平均受検申請者数が100名以上である場合は、この限りではない。)	要フォロー →令和6年度 に再検討
R5	機械木工	37	3年毎	引き続き関係業界団体が受検者拡大を図っていくことを条件に、3年毎での都道府県方式による実施の継続を認めることが適当。	
	枠組壁建築	48	毎年	関係業界団体が資格取得対象者を把握しつつ受検勧奨を行うことや事前講習の充実等により受検者拡大を図ること、ホームページや機関誌等を通じた好事例の周知等により企業による技能検定試験の活用を促進することを条件に、隔年での都道府県方式による実施の継続を認めることが適当。 なお、次回試験を実施する令和7年度の受検申請者数が188人を下回ることとなった場合には、改めて3年毎実施に実施頻度を落とすことや職種廃止とすることについて本検討会に諮るものとする。	要フォロー →令和8年度 に再検討
R6	ロープ加工	97	毎年	令和7年度以降に実施される技能検定において、年間受検申請者数が100名以上であることを条件に毎年実施とし、令和8年度に再検討(ただし、令和2年度を除く過去6年間の平均受検申請者数が100名以上である場合は、この限りではない。)	要フォロー →令和8年度 に再検討
	塗料調色	83	毎年	令和7年度以降に実施される技能検定において、年間受検申請者数が100名以上であることを条件に毎年実施とし、令和8年度に再検討(ただし、令和2年度を除く過去6年間の平均受検申請者数が100名以上である場合は、この限りではない。)	要フォロー →令和8年度 に再検討

平成22年度以降に本検討会で検討した職種に対する提言と受検申請者数の推移等

	H21年度 受検申請者数 (直近6年平均)	H22年度 受検申請者数 (直近6年平均)	H23年度 受検申請者数 (直近6年平均)	H24年度 受検申請者数 (直近6年平均)	H25年度 受検申請者数 (直近6年平均)	H26年度 受検申請者数 (直近6年平均)	H27年度 受検申請者数 (直近6年平均)	H28年度 受検申請者数 (直近6年平均)	H29年度 受検申請者数 (直近6年平均)	H30年度 受検申請者数 (直近6年平均)	R1年度 受検申請者数 (直近6年平均)	R2年度 受検申請者数 (直近6年平均)	R3年度 受検申請者数 (直近6年平均)	R4年度 受検申請者数 (直近6年平均)	R5年度 受検申請者数 (直近6年平均)	R6年度 受検申請者数 (直近6年平均)
ロープ加工	144	124	128	171	141	120	101	129	96	122	107	77	91 (108)	81 (104)	83 (97)	112 (99)
実施頻度	毎年実施															
検討会の提言	令和7年度以降に実施される技能検定において、年間受検申請者数が100名以上であることを条件に毎年実施とし、令和8年度に再検討															
塗料調色	100	109	118	120	109	129	129	122	93	87	76	-	78 (98)	79 (89)	85 (83)	97 (84)
実施頻度	毎年実施															
検討会の提言	R5年度以降の受検申請者数が100人以上であることを条件に毎年実施の継続を認める。 令和7年度以降に実施される技能検定において、年間受検申請者数が100名以上であることを条件に毎年実施とし、令和8年度に再検討															
枠組壁建築	48 (80)	96 (81)	205 (95)	124 (106)	- (91)	77 (92)	135 (106)	137 (113)	80 (92)	85 (86)	53 (95)	-	68 (71)	- (48)	44 (42)	- (28)
実施頻度	毎年実施															
検討会の提言	H18-23年度の平均受検申請者数が100人を超えない場合に隔年に移行。 24年度の結果を見て判断。 前期から後期に移行。25年度は休止して周知期間に 業界団体が受検者拡大を図っていくことを前提に継続を認める。 R3年度から起算して隔年実施とすることを条件に継続を認める。 業界団体が受検者拡大や企業による活用を促進することを条件に、隔年実施の継続を認める。															
機械木工	1 (27)	26 (26)	- (17)	- (10)	67 (35)	- (23)	- (23)	89 (26)	- (26)	- (26)	81 (28)	-	-	140 (37)	- (37)	- (37)
実施頻度	隔年実施															
検討会の提言	廃止か他職種との統合。 H25年度より機械木工職種と木工機械整備職種を統合 統合後の受検申請者数を評価。 次回試験の受検申請者数が少なくとも年間平均30人以上になることを条件に継続を認める。 R4年度を最終試験とし職種廃止すべき。R4年度に90人以上受検申請者があった場合は改めて検討。 業界団体が受検者拡大を図っていくことを条件に、3年毎実施の継続を認める。															

※) 赤字は、受検申請者数の6年平均が職種統廃合の対象とする基準（毎年実施の場合は100人、隔年実施の場合は50人、3年毎実施の場合は30人）を下回っているもの。

	H21年度 受検申 請者数 (直近6 年平均)	H22年度 受検申 請者数 (直近6 年平均)	H23年度 受検申 請者数 (直近6 年平均)	H24年度 受検申 請者数 (直近6 年平均)	H25年度 受検申 請者数 (直近6 年平均)	H26年度 受検申 請者数 (直近6 年平均)	H27年度 受検申 請者数 (直近6 年平均)	H28年度 受検申 請者数 (直近6 年平均)	H29年度 受検申 請者数 (直近6 年平均)	H30年度 受検申 請者数 (直近6 年平均)	R1年度 受検申 請者数 (直近6 年平均)	R2年度 受検申 請者数 (直近6 年平均)	R3年度 受検申 請者数 (直近6 年平均)	R4年度 受検申 請者数 (直近6 年平均)	R5年度 受検申 請者数 (直近6 年平均)	R6年度 受検申 請者数 (直近6 年平均)
木工機械整備 実施頻度 検討会の提言	- (28)	42 (24)	(24)	(14)	H25年度より機械木工職 種と木工機械整備職種 を統合											
印章彫刻 実施頻度 検討会の提言	30 (39)	- (33)	- (25)	117 (36)	- (46)	- (25)	101 (36)	- (36)	- (36)	70 (29)	50 (37)	-	141 (44)	- (44)	- (44)	102 (41)
ウエルポイント施工 実施頻度 検討会の提言	- (28)	102 (36)	- (32)	109 (46)	- (69)	102 (52)	4 (53)	95 (52)	16 (51)	74 (45)	31 (45)	29	82 (50)	35 (45)	18 (43)	97 (56)
陶磁器製造 実施頻度 検討会の提言	16 (45)	95 (46)	- (45)	16 (35)	83 (57)	- (35)	77 (45)	- (29)	- (29)	79 (40)	- (26)	-	66 (24)	R3年度の最終試験をもって廃止		
E-インシパル施工 実施頻度 検討会の提言	86 (90)	85 (88)	83 (87)	- (73)	69 (68)	- (54)	77 (52)	- (38)	102 (41)	- (41)	- (30)	106	- (30)	- (30)	165 (45)	- (45)
製版 実施頻度 検討会の提言	123	111	86	80	70 (97)	58 (88)	- (68)	189 (81)	196 (99)	174 (115)	147 (127)	122	112 (136)	112 (155)	85 (138)	79 (138)

※) 赤字は、受検申請者数の6年平均が職種統廃合の対象とする基準（毎年実施の場合は100人、隔年実施の場合は50人、3年毎実施の場合は30人）を下回っているもの。

	H21年度 受検申 請者数 (直近6 年平均)	H22年度 受検申 請者数 (直近6 年平均)	H23年度 受検申 請者数 (直近6 年平均)	H24年度 受検申 請者数 (直近6 年平均)	H25年度 受検申 請者数 (直近6 年平均)	H26年度 受検申 請者数 (直近6 年平均)	H27年度 受検申 請者数 (直近6 年平均)	H28年度 受検申 請者数 (直近6 年平均)	H29年度 受検申 請者数 (直近6 年平均)	H30年度 受検申 請者数 (直近6 年平均)	R1年度 受検申 請者数 (直近6 年平均)	R2年度 受検申 請者数 (直近6 年平均)	R3年度 受検申 請者数 (直近6 年平均)	R4年度 受検申 請者数 (直近6 年平均)	R5年度 受検申 請者数 (直近6 年平均)	R6年度 受検申 請者数 (直近6 年平均)
縫製機械整備 実施頻度	83 (81)	92 (83)	- (72)	78 (69)	- (56)	80 (56)	- (42)	160 (53)	- (53)	164 (67)	- (67)	95	-	104 (71)	- (71)	129 (66)
検討会の提言	毎年実施	隔年実施						業界団体が受検者拡大を図っていくことを前提に存続を認める。								
酒造 実施頻度	105	143	72	95	74	76 (94)	118 (96)	159 (99)	- (87)	205 (105)	150 (118)	-	154 (131)	131 (133)	126 (128)	117 (136)
検討会の提言	毎年実施						受検者拡大を条件に存続を認める。									
複写機組立て 実施頻度	102	114	81	79	53 (93)	- (72)	35 (60)									
検討会の提言	毎年実施				隔年実施	需要がなく、廃止とする。最終試験に配慮する。	H27年度の最終試験をもって廃止									
木型製作 実施頻度	42 (42)	46 (38)	- (33)	- (26)	66 (33)	- (26)	- (19)	90 (26)								
検討会の提言	毎年実施	3年毎実施			受検者増が見込めないことから、廃止とする。最終試験に配慮する。	H28年度の最終試験をもって廃止										

※) 赤字は、受検申請者数の6年平均が職種統廃合の対象とする基準（毎年実施の場合は100人、隔年実施の場合は50人、3年毎実施の場合は30人）を下回っているもの。

技能検定職種の統廃合等に関する検討会開催要綱

1 趣旨

技能検定については、平成 20 年度に「技能検定職種の統廃合等の見直しに関する専門調査委員会」を開催し、平成 21 年 1 月に、①検定職種の統廃合等に係る検討体制、②統廃合等の作業計画、③統廃合等の判断基準、等を内容とする報告書がとりまとめられたところである。

厚生労働省としては、本報告書に基づき技能検定職種の統廃合等の推進を図るため、学識経験者その他の有識者からなる「技能検定職種の統廃合等に関する検討会」を開催し、必要な検討を行うこととする。

2 検討事項

- (1) 統廃合等を判断する際の社会的便益の評価について
- (2) 職種の統廃合等について
- (3) その他

3 検討会の構成

- (1) 検討会は、職業能力開発専門調査員規程（平成 13 年 1 月 6 日厚生労働省訓第 18 号（平成 29 年 9 月 1 日改正））に基づき、厚生労働省人材開発統括官が委嘱する専門調査員（別紙参照）により構成されるものとする。
- (2) 検討会の座長は参集者の互選により選出するものとする。
- (3) 検討会は、必要に応じて参集者以外の者の意見を聞くことができる。

4 検討会の運営

- (1) 検討会は、厚生労働省人材開発統括官が、随時、構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 検討会の庶務は、厚生労働省参事官（能力評価担当）において行う。

5 会議及び議事録の公開

会議、議事録及び資料を公開とする。

ただし、特段の事情がある場合には、座長の判断により、会議、議事録及び資料を非公開とすることができることとする。

(別紙)

技能検定職種の統廃合等に関する検討会参集者名簿

令和8年1月16日

金子 勝一	山梨学院大学 教授
川瀬 治	株式会社日刊工業新聞社 編集委員
黒澤 昌子(座長)	政策研究大学院大学 副学長
古賀 俊彦	職業能力開発総合大学校 教授
高山 昌茂	協和監査法人 代表社員公認会計士
武雄 靖	ものづくり大学 教授
塚崎 英世	職業能力開発総合大学校 教授
筒井 美紀	法政大学 教授

五十音順・敬称略

閣議決定等

○行政改革の重要方針（平成17年12月24日閣議決定）

既存の職種については、民間の指定試験機関への移行を促進するとともに、経済社会情勢の変化に対応した統廃合を行う。

○規制改革推進のための第2次答申（平成19年12月25日規制改革会議）

検定職種の統廃合・新設、民間参入を着実に推進するため、（中略）例えば、受検者数が年間100名以下の検定職種等については廃止する方向で検討を進めることとするなど、定量的な基準を盛り込むべきである。

技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員会報告書（平成21年1月）

1 検討体制

技能検定制度に精通した有識者を構成員とする検討会において毎年度検討することが適当

2 作業計画

前年度までの受検者数実績を基準に統廃合等の検討対象職種を選定し(第1次判断)、当該職種の社会的便益を検討・勘案し(第2次判断)、統廃合の可否について検討することが適当

3 統廃合等の判断基準

● 検討対象職種の選定(第1次判断)

過去6年間の年間平均受検者数が100人以下。ただし、以下の場合には検討対象から除外。

- ① 直近2年間の受検者数がいずれも100人超
- ② 隔年又は3年ごとに実施するものは、それぞれ50人以上又は30人以上の場合

100人以下
の場合

● 社会的便益の評価(第2次判断)

①業界、②受検者、③雇用主、④消費者のそれぞれにとっての社会的便益を勘案し、職種存続の適否を判断

→検討会において第2次判断を行う

4 検討過程の客観性・透明性の確保

第1次判断には、毎過去6年間の受検者数を公表することが適当

【※】職種廃止のプロセスは、通常、「毎年実施」⇒「隔年実施」⇒「3年ごとの実施」⇒「廃止」と、段階を踏むこととされている。